

第四十回国会  
衆議院

地方行政委員會議錄 第二十七号

昭和三十七年四月十日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

- 委員長 園田 直君
- 理事金子 岩三君 理事藤澤 彌三君
- 理事渡海元三郎君 理事丹羽喬四郎君
- 理事太田 一夫君 理事野口 忠雄君
- 伊藤 轅君 小澤 太郎君
- 大沢 雄一君 久保田次君
- 田川 誠一君 津島 文治君
- 前田 義雄君 山崎 巖君
- 安宅 常彦君 二宮 武夫君
- 山口 鶴男君

出席政府委員

- 内閣府 大臣 安井 謙君
- 警察庁長官 柏村 信雄君
- 自治事務官 佐久間 彊君
- (行政局長)
- 委員外の出席者

- 警視 監 富永 誠美君
- 長(警察庁交通局長)
- 自治事務官 岸 昌君
- 長(行政局長)
- 専門員 會根 隆君

四月四日

委員亀岡高夫君辞任につき、その補  
欠として谷垣専一君が議長の指名で  
委員に選任された。

三月二十九日

災害対策基本法等の一部を改正する  
法律案(内閣提出第一三九号)

同月三十一日

地方税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一四五号)

四月二日

道路交通法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一四六号)

同日

大衆飲食に対する料理飲食等消費税  
軽減に関する請願(本島百合子君紹  
介)(第三一八四号)

辺地に係る公共的施設の総合整備の  
ための財政上の特別措置等に関する  
法律案に関する請願(足鹿覺君紹介)  
(第三四〇三号)

地方税法の一部改正に関する請願  
(池田清志君紹介)(第三四六五号)  
国民健康保険団体連合会職員地方  
公務員共済制度加入に関する請願  
(有田喜一君紹介)(第三五一八号)  
奄美群島第三次振興計画の実施に関  
する請願(池田清志君紹介)(第三六  
一一号)

は本委員会に付託された。

四月六日

地方公務員の新共済制度実施に関す  
る陳情書(多治見市議會議長加藤宅  
治)(第六〇八号)

同(香川県議會議長大久保雅彦)(第  
七五一号)

電気、ガス税の非課税品目拡大反対  
に関する陳情書(多治見市議會議長  
加藤宅治)(第六〇九号)

道府県民税の賦課徴収に関する陳情  
書(鹿児島市山下町三十一番地の二  
鹿見島市議會議長石井真一)  
(第六二二号)

町村財政の拡充強化に関する陳情書  
(浦和市高砂町四丁目四十九番地の  
一)(第六六二号)

一埼玉県町村議會議長会長松井勝  
蔵(第六三二号)

地方公務員共済組合法の早期制定に  
関する陳情書(浦和高砂町四丁目  
四十九番地の一埼玉県町村議會議長  
会長松井勝蔵)(第六三三号)

交通事故防止対策確立に関する陳情  
書(浦和高砂町四丁目四十九番地  
の一埼玉県町村議會議長会長松井  
勝蔵)(第六三四号)

都市の緊急交通対策確立に関する陳  
情書(京都市中京区西ノ京南大炊御  
門町十番地全国乗用自動車連合会副  
会長川本直水)(第六三五号)

町村自治の確立等に関する陳情書  
(浦和高砂町四丁目四十九番地の  
一埼玉県町村議會議長会長松井勝  
蔵)(第六三六号)

奄美群島第三次振興計画実施に関す  
る陳情書(鹿児島市山下町三十七番  
地鹿児島県町村議會議長会長宮田  
実)(第六五二号)

直轄事業に対する地方負担金軽減に  
関する陳情書(東京都議會議長建部  
順外九名)(第六五九号)

地方財源の強化拡充に関する陳情書  
(東京都議會議長建部順外九名)(第  
六六〇号)

町村の財政強化に関する陳情書(仙  
台市勾当台通り二十七番地宮城県町  
村議會議長会長小野寺昌徳)(第六六  
一号)

地方公務員共済組合法案の修正に関  
する陳情書(八幡市議會議長河内定  
一)(第六六二号)

地方道整備のための特別財源措置に  
関する陳情書(東京都議會議長建部  
順外九名)(第六七五号)

地方税法の一部改正に関する陳情書  
(東京都中野区議會議長竹林秀雄)  
(第六七九号)

東京都特別区の区長公選制復活促進  
に関する陳情書(東京都文京区議  
會議長菊見玉蔵)(第六八〇号)

同(東京都杉並区議會議長伊地知秀  
雄)(第六七五号)

交通緩和緊急対策確立に関する陳情  
書(東京都商工会議所会頭足立正)(第  
六八一号)

第一次車種別交通規制案反対に関す  
る陳情書(東京都千代田区丸の内三  
丁目四番地日本乗用自動車協会会長伊  
能繁次郎)(第六八二号)

町村財政の確立に関する陳情書(松  
山市一番町愛媛県町村会長渡辺諸  
吉)(第六九六号)

同(福岡市薬院堀端七丁目百二十三  
番地福岡県町村議會議長会長野見山  
麻邦)(第七一七号)

町村の一般単独事業に対する起債わ  
く拡大に関する陳情書(松山市一番  
町愛媛県町村会長渡辺諸吉)(第七一  
八号)

地方制度の改革に関する陳情書(松  
山市一番町愛媛県町村会長渡辺諸  
吉)(第七一九号)

同(福岡市薬院堀端七丁目百二十三  
番地福岡県町村議會議長会長野見山  
麻邦)(第七二二号)

地方議會議員互助年金法の改正に関  
する陳情書(長崎市袋町三十一番地  
長崎県町村議會議長会長別当勝三)  
(第七二二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件  
住居表示に関する法律案(内閣提出  
第一一一号)(參議院送付)

災害対策基本法等の一部を改正する  
法律案(内閣提出第一三九号)  
道路交通法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一四六号)

地方自治法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一二七号)

○園田委員長 これより會議を開きま  
す。  
去る三月二十三日付託になりました  
參議院送付の住居表示に関する法律案  
及び同月二十九日付託になりました災  
害対策基本法等の一部を改正する法律  
案の両案を順次議題とし、政府よりそ  
の提案理由の説明を聴取いたします。  
安井自治大臣。

住居表示に関する法律案  
住居表示に関する法律

(目的)  
第一条 この法律は、合理的な住居  
表示の制度及びその実施について  
必要な措置を定め、もつて公共の  
福祉の増進に資することを目的と  
する。

(住居表示の原則)

第二条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所(以下「住居」といふ。)を表示するには、都道府県、郡、市(特別区を含む。以下同じ。)、区(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十の区をいう。及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によらるものとする。

一 街区方式市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域(以下「街区」といふ。)につけられる符号(以下「街区符号」といふ。及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号(以下「住居番号」といふ。))を用いて表示する方法をいう。

二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

第三条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

(住居表示の実施手続)

第三条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。

3 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これら事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村は、第一項及び第二項に規定する措置を行なうに当たつては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。(条例への委任)

第四条 前条第三項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、道路の名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項は、市町村の条例で定める。(町又は字の区域の合理化等)

第五条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合に於ては、街区方式による住居表示に係る区域内の町又は字の区域は、街区方式に適した合理的なものに区画し、当該区域内の町又は字の名称は、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

(住居表示義務)

第六条 何人も、住居の表示については、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体の機関は、住民票、選挙人名簿、法人登記簿その他の公簿に住居を表示するときは、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いなければならない。

(手数料その他の徴収金に関する特例)

第七条 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う公簿又は公証書類の記載事項で住居の表示に係るものの変更の申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされている手数料その他の徴収金は、当該法令の規定にかかわらず、徴収しない。

(表示板の設置等)

第八条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。

第十二条 この法律の規定による住居表示の実施について必要な技術的基準は、自治大臣が定める。 附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。 (住居表示の実施に関する経過規定) 2 市町村は、この法律の施行の際現に市街地である区域について、住居表示の実施に関する計画を作成し、おそくとも昭和四十二年三月三十一日までに、その実施を完了するように努めなければならない。この場合において、市町村は、従前のならわしによる住居表示が住民の日常生活に著しい不便を与えている地域から順次実施するものとする。 (公簿の整理) 3 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う第六条第二項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。 (登録税法の一部改正) 4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ十」の下に、「第四号ノ二」を加え、同条第四号の次に次の一号を加える。 四ノ二 住居表示に関する法律 第三条第一項及び第二項ノ規定ニ依ル住居表示ノ実施ニ伴

2 前項の区域にある建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。

(住居表示台帳)

第九条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。

2 市町村は、関係人から請求があつたときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。(自治大臣又は都道府県知事の勸告等)

第十条 自治大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条第一項及び第二項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。

2 自治大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条、第五条、第八条及び前条の規定により市町村が処理する事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言をすることが出来る。

(国及び都道府県の機関等の協力)

第十一条 国及び都道府県の機関並びに公共的団体は、住居表示の実施が円滑に行なわれるよう市町村に協力しなければならない。

(委任規定)

第十二条 この法律の規定による住居表示の実施について必要な技術的基準は、自治大臣が定める。 附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。 (住居表示の実施に関する経過規定) 2 市町村は、この法律の施行の際現に市街地である区域について、住居表示の実施に関する計画を作成し、おそくとも昭和四十二年三月三十一日までに、その実施を完了するように努めなければならない。この場合において、市町村は、従前のならわしによる住居表示が住民の日常生活に著しい不便を与えている地域から順次実施するものとする。 (公簿の整理) 3 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う第六条第二項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。 (登録税法の一部改正) 4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ十」の下に、「第四号ノ二」を加え、同条第四号の次に次の一号を加える。 四ノ二 住居表示に関する法律 第三条第一項及び第二項ノ規定ニ依ル住居表示ノ実施ニ伴

2 市町村は、この法律の施行の際現に市街地である区域について、住居表示の実施に関する計画を作成し、おそくとも昭和四十二年三月三十一日までに、その実施を完了するように努めなければならない。この場合において、市町村は、従前のならわしによる住居表示が住民の日常生活に著しい不便を与えている地域から順次実施するものとする。 (公簿の整理) 3 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う第六条第二項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。 (登録税法の一部改正) 4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ十」の下に、「第四号ノ二」を加え、同条第四号の次に次の一号を加える。 四ノ二 住居表示に関する法律 第三条第一項及び第二項ノ規定ニ依ル住居表示ノ実施ニ伴

2 市町村は、この法律の施行の際現に市街地である区域について、住居表示の実施に関する計画を作成し、おそくとも昭和四十二年三月三十一日までに、その実施を完了するように努めなければならない。この場合において、市町村は、従前のならわしによる住居表示が住民の日常生活に著しい不便を与えている地域から順次実施するものとする。 (公簿の整理) 3 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う第六条第二項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。 (登録税法の一部改正) 4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ十」の下に、「第四号ノ二」を加え、同条第四号の次に次の一号を加える。 四ノ二 住居表示に関する法律 第三条第一項及び第二項ノ規定ニ依ル住居表示ノ実施ニ伴

2 市町村は、この法律の施行の際現に市街地である区域について、住居表示の実施に関する計画を作成し、おそくとも昭和四十二年三月三十一日までに、その実施を完了するように努めなければならない。この場合において、市町村は、従前のならわしによる住居表示が住民の日常生活に著しい不便を与えている地域から順次実施するものとする。 (公簿の整理) 3 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う第六条第二項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。 (登録税法の一部改正) 4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ十」の下に、「第四号ノ二」を加え、同条第四号の次に次の一号を加える。 四ノ二 住居表示に関する法律 第三条第一項及び第二項ノ規定ニ依ル住居表示ノ実施ニ伴

2 市町村は、この法律の施行の際現に市街地である区域について、住居表示の実施に関する計画を作成し、おそくとも昭和四十二年三月三十一日までに、その実施を完了するように努めなければならない。この場合において、市町村は、従前のならわしによる住居表示が住民の日常生活に著しい不便を与えている地域から順次実施するものとする。 (公簿の整理) 3 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う第六条第二項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。 (登録税法の一部改正) 4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ十」の下に、「第四号ノ二」を加え、同条第四号の次に次の一号を加える。 四ノ二 住居表示に関する法律 第三条第一項及び第二項ノ規定ニ依ル住居表示ノ実施ニ伴

2 市町村は、この法律の施行の際現に市街地である区域について、住居表示の実施に関する計画を作成し、おそくとも昭和四十二年三月三十一日までに、その実施を完了するように努めなければならない。この場合において、市町村は、従前のならわしによる住居表示が住民の日常生活に著しい不便を与えている地域から順次実施するものとする。 (公簿の整理) 3 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う第六条第二項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。 (登録税法の一部改正) 4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ十」の下に、「第四号ノ二」を加え、同条第四号の次に次の一号を加える。 四ノ二 住居表示に関する法律 第三条第一項及び第二項ノ規定ニ依ル住居表示ノ実施ニ伴

2 市町村は、この法律の施行の際現に市街地である区域について、住居表示の実施に関する計画を作成し、おそくとも昭和四十二年三月三十一日までに、その実施を完了するように努めなければならない。この場合において、市町村は、従前のならわしによる住居表示が住民の日常生活に著しい不便を与えている地域から順次実施するものとする。 (公簿の整理) 3 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う第六条第二項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。 (登録税法の一部改正) 4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ十」の下に、「第四号ノ二」を加え、同条第四号の次に次の一号を加える。 四ノ二 住居表示に関する法律 第三条第一項及び第二項ノ規定ニ依ル住居表示ノ実施ニ伴

フ登記事項又ハ登録事項ノ変  
更ノ登記又ハ登録

(自治省設置法の一部改正)

5 自治省設置法(昭和二十七年法  
律第二百六十一号)の一部を次の  
ように改正する。

第四条第一項第十四号の六の次  
に次の一号を加える。

十四の七 住居表示に関する法

律(昭和三十七年法律第

号)の施行に関する事務を行  
なうこと。

第十条第五号の三の次に次の一  
号を加える。

五の四 住居表示に関する法律  
の施行に関すること。

第二十三条の四の次に次の一条  
を加える。

(住居表示審議会)

第二十三条の五 自治省に、自治  
大臣の諮問に応じ、住居表示に  
関する法律の施行に関する重要  
事項を調査審議するため、住居  
表示審議会を置く。

2 住居表示審議会の所掌事務、  
組織、委員の任命その他の事項  
については、政令で定める。

附則第五項の次に次の一項を加  
える。

6 第二十三条の五に規定する住  
居表示審議会は、昭和三十九年  
三月三十一日まで置かれるもの  
とする。

理由

従前のならわしによる住居表示で  
ある町名地番の混乱の現状にんが  
み、合理的な住居表示の制度を確立

するとともに、住居表示の実施手続  
その他その実施について必要な措置  
を定める等の必要がある。これが、  
この法律案を提出する理由である。

災害対策基本法等の一部を改正す  
る法律案

災害対策基本法等の一部を改正  
する法律

(災害対策基本法の一部改正)

第一条 災害対策基本法(昭和三十  
六年法律第二百二十三号)の一部  
を次のように改正する。

目次中 第八章 災害緊急事態  
第九章 雑則(第百十  
第十章 罰則(第百十

(第百五十一條―第百五十二條)を「第八  
三條―第百五十一條」を「第九  
六條―第百二十二條」を「第十  
章 災害緊急事態(第百五十一條―第  
百五十二條) 雑則(第百五十三條―第  
百五十七條) 罰則(第百五十三條―第  
百五十七條)」に改める。

第十一条第三項中第五号を第六  
号とし、第四号の次に次の一号を  
加える。

五 災害緊急事態の布告  
第十二条第五項中「をもつて充  
てる」を「及び学識経験のある者  
のうちから、内閣総理大臣が任命  
する」に改める。

第九十五条中「第二十八条第二  
項に規定する非常災害対策本部長  
の指示」を「第二十八条第二項の  
規定による非常災害対策本部長の  
指示又は第百八条第四項において  
準用する第二十八条第二項の規

定による緊急災害対策本部長の指  
示」に改める。

第百五条から第百九条までを次  
のように改める。

(災害緊急事態の布告)

第百五条 非常災害が発生し、か  
つ、当該災害が国の経済及び公  
共の福祉に重大な影響を及ぼす  
べき異常かつ激甚なものである  
場合において、当該災害に係る  
災害応急対策を推進するため特  
別の必要があると認めるとき  
は、内閣総理大臣は、閣議にか  
けて、関係地域の全部又は一部  
について災害緊急事態の布告を  
発することができる。

2 前項の布告には、その区域、  
布告を必要とする事態の概要及  
び布告の効力を発する日時を明  
示しなければならない。

(国会の承認及び布告の廃止)  
第百六条 内閣総理大臣は、前条  
の規定により災害緊急事態の布  
告を発したときは、これを発し  
た日から二十日以内に国会に付  
議して、その布告を廃止したと  
し、これを発したときは、これを

議して、その布告を廃止したと  
し、これを発したときは、これを  
議して、その布告を廃止したと  
し、これを発したときは、これを  
議して、その布告を廃止したと  
し、これを発したときは、これを

議して、その布告を廃止したと  
し、これを発したときは、これを  
議して、その布告を廃止したと  
し、これを発したときは、これを

議して、その布告を廃止したと  
し、これを発したときは、これを  
議して、その布告を廃止したと  
し、これを発したときは、これを

告の廃止を議決したとき、又は  
当該布告の必要がなくなつたと  
きは、すみやかに、当該布告を  
廃止しなければならない。

(緊急災害対策本部)

第百七条 内閣総理大臣は、第百  
五条の規定による災害緊急事態  
の布告があつたときは、国家行  
政組織法第八条の規定にかかわ  
らず、閣議にかけて、臨時に総  
理府に緊急災害対策本部を設置  
するものとする。この場合にお  
いて、当該緊急災害対策本部の  
所管区域は、当該災害緊急事態  
の布告に係る地域とする。

2 前項の規定により緊急災害対  
策本部が設置された場合におい  
て、当該災害に係る非常災害対  
策本部が既に設置されていると  
きは、当該非常災害対策本部  
は、廃止されるものとし、緊急  
災害対策本部が当該非常災害対  
策本部の所掌事務を承継するも  
のとする。

3 第百五条の規定による災害緊  
急事態の布告が廃止されたとき  
は、緊急災害対策本部は、廃止  
されるものとする。

第百八条 緊急災害対策本部の長  
は、緊急災害対策本部長とし、  
内閣総理大臣をもつて充てる。  
2 緊急災害対策本部に、緊急災  
害対策副本部長、緊急災害対策  
本部員その他の職員を置く。

3 緊急災害対策副本部長は、国  
務大臣をもつて充てる。

3 緊急災害対策副本部長は、国  
務大臣をもつて充てる。

4 前三項に定めるもののほか、  
第二十五条第二項、第四項及び  
第五項(非常災害対策副本部長  
に係る部分を除く)、第二十六  
条、第二十七条並びに第二十八  
条の規定は、緊急災害対策本部  
の組織及び所掌事務、緊急災害  
対策本部員に対する指定行政機  
関の長の権限の委任並びに緊急  
災害対策本部長の権限について  
準用する。この場合において、  
第二十六条第二号中「非常災害」  
とあるのは「災害緊急事態」と、  
同条第三号中「第二十八条」とあ  
るの「第百八条第四項」にお  
いて準用する第二十八条」と読み  
替へるものとする。

5 緊急災害対策本部長は、前項  
の規定に準用する第二十八条の  
規定による権限の全部又は一部  
を緊急災害対策副本部長に委任  
することができる。

6 緊急災害対策本部長は、前項  
の規定により委任をしたとき  
は、直ちに、その旨を告示しな  
ければならない。  
(緊急措置)

第百九条 災害緊急事態に際し国  
の経済の秩序を維持し、及び公  
共の福祉を確保するため緊急の  
必要がある場合において、国会  
が閉会中又は衆議院が解散中で  
あり、かつ、臨時会の召集を決  
定し、又は参議院の緊急集会を  
求めてその措置をまついとまが  
ないときは、内閣は、次の各号  
に掲げる事項について必要な措  
置をとるため、政令を制定する  
ことができる。

3 緊急災害対策副本部長は、国  
務大臣をもつて充てる。

一 その供給が特に不足している生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡しに制限若しくは禁止

二 災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他の給付の対価の最高額の決定

三 金銭債務の支払（貸金、災害補償の給付金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く）の延期及び権利の保存期間の延長

2 前項の規定により制定される政令には、その政令の規定に違反した者に対して二年以下の懲役若しくは禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科し、又はこれを併科する旨の規定、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をした場合に、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、科料又は没収の刑を科する旨の規定及び没収すべき物件の全部又は一部を没収することができる旨の規定を設けることができる。

4 内閣は、第一項の規定により政令を制定したときは、直ちに、国会の臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求め、かつ、そのとつた措置をなお継続すべき場合には、その政令に代わる法律が制定される措置をとり、その他の場合には、その政令を制定したことについて承認を求めなければならない。

5 第一項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、前項の国会の臨時会又は参議院の緊急集会においてその政令に代わる法律が制定されたときは、その法律の施行と同時に、その臨時会又は緊急集会においてその法律が制定されないこととなつたときは、制定されないこととなつた時に、その効力を失ふ。

6 前項の場合を除くほか、第一項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、第四項の国会の臨時会が開かれた日から起算して二十日を経過した時若しくはその臨時会の会期が終了した時のいずれか早い時に、又は同項の参議院の緊急集会が開かれた日から起算して十日を経過した時若しくはその緊急集会を終了した時のいずれか早い時にその効力を失ふ。

8 第一項の規定により制定された政令に罰則が設けられたときは、その政令が効力を有する間に行なわれた行為に対する罰則の適用については、その政令が廃止され、若しくはその有効期間が終了し、又は第五項若しくは第六項の規定によりその効力を失つた後においても、なお従前の例による。

7 内閣は、前二項の規定により政令がその効力を失つたとき

第二百四十二条第二項中「産業教育手当」の下に、「災害派遣手当」を加える。

2 前項の規定により制定される政令には、その政令の規定に違反した者に対して二年以下の懲役若しくは禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科し、又はこれを併科する旨の規定、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をした場合に、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、科料又は没収の刑を科する旨の規定及び没収すべき物件の全部又は一部を没収することができる旨の規定を設けることができる。

下次条において同じ。及び指定地方行政機関の長（災害対策基本法第二十四条に規定する指定地方行政機関の長をいう。以下次条において同じ。）は、防災業務計画（同法同条第九号に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行なうため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめそ

の旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

当該官吏が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第二十四条第四項及び第二十六条第二項中「第十二条」を「第二十三条の二」に改める。

第二十八条中「特別区長」を「特別区の区長」に改め、「(有線電気通信設備の届出)」を削る。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二 日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。

政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に關し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第二十五条の規定による協力を除く。)の連絡調整を行なわせることができる。

第三十三条第三項中「第十二条」を「第二十三条の二」に改め、同条第四項を削る。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 国庫は、都道府県が第三十三条の規定により支弁した費用及び第三十四条の規定による補償に要した費用(前条の規定により求償することができずるものを除く。)並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

に定める当該都道府県の普通税(法定外普通税を除く。以下同じ。)について同法第一条第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。)をもつて算定した当該年度の収入見込額(以下この条において「収入見込額」という。)の百分の二以下であるときにあつては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二をこえるときにあつては左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の定めるところによるものとする。

一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二 収入見込額の百分の二をこえ、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十三

三 収入見込額の百分の四をこえる部分については、その額の百分の九十

第四十三条中「非常災害救助」を「災害救助」に改める。

第四十五条各号列記以外の部分中「五万円」を「五万円」に、同条第二号中「第十二条」を「第二十三条の二」に改める。

第四十六条中「五万円」を「五万円」に改める。

第四十七条中「第十三条」を「第二十三条の三」に、「三千円」を「三万円」に改める。

(消防組織法の一部改正)  
第四条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第十五号中「市町村の作成する消防計画を」防災計画に基づく消防に關する計画(以下第十八条の

二)において「消防計画」という。)に改める。

(総理府設置法の一部改正)  
第五条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

中央防災会議  
災害対策基本法(昭和二十六年法律第二百一十一号)第二十二項各号に掲げる事項を

中央災害救助対策協議会  
地方災害救助対策協議会  
都道府県災害救助対策協議会

災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)に基く災害の救助その他緊急措置の適切円滑な実施を図ること

第六十四条第二項中第六号の次に次の一号を加える。

六の二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十七条又は第七十九条の規定により、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長が使用すること

和三十六年法律第二百二十三号)第五十七条又は第七十九条の規定により、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長が使用すること

第八条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条中災害救助法第三十六条の改正規定は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の国庫負担金から適用する。

この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由  
災害緊急事態に対処するための特別の措置について定め、あわせて災害緊急事態の布告を中央防災会議に諮問しなければならない事項とし、中央防災会議の委員に学識経験のある者を加えることとするともに、災害対策基本法の施行に伴い關係法律の規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○安井国務大臣 ただいま議題になりました住居表示に關する法律案につきましてその提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定めようとするものであります。

町名地番の混乱により国民の日常生活、経済活動、行政事務の処理等に多大の不利を生じておられますことは、御承知の通りであります。政府は、町名地番制度審議会を設置し、その根本的解決をはかるための基本方針及び要綱について審議を求めたのであります。昨年十一月同審議会より答申があらりましたので、政府におきましては、この答申に基づき、市街地の住居の表示につきまして合理的な制度を確立するために必要な措置を定めるため、こ

の法律案を提案することにしたのであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、市街地における住居表示制度を確立したことであり、

これまで地番を用いて住居を表示することがならわしとなっており、本来地番は、不動産登記上土地を特定するためつけられる番号であり、これを住居の表示に用いることは適当でなく、混乱の原因ともなっておりますことにかんがみ、これを改めまして、市街地における住居表示は、住居番号によることとし、これがため市町村内の町名、街区符号及び住居番号を用いる表示方法いわゆる街区方式または道路名及び住居番号を用いる表示方法いわゆる道路方式のいずれかによることとした。

第二は、この住居表示を実施するために必要な手続を定めたことであり、

住居表示の実施は、市町村の責任とし、市町村は、議会の議決を経て、市街地につき街区方式または道路方式のいずれの方法によるかを定めるとともに、その定めるところに従って街区符号及び住居番号または道路の名称及び住居番号をつけなければならないものとし、住居表示の細目については、市町村の条例で定めることとした。

第五は、手数料等に関する特例措置を定めたことであり、

この法律による住居表示の実施に伴い、公簿または公証書類の記載事項で住居の表示にかかるものの変更の申請をするときは、登録税、手数料その他の徴収金は、徴収しないこととした。

第三は、新住居表示制度の順守について、国民並びに国及び地方公共団体の機関等の義務を明らかにしたことであり、

すなわち何人も住居表示については、市町村が定めて告示をした表示方法を用いるように努めなければならないものとし、国及び地方公共団体の機関は、住民票、選挙人名簿、法人登記簿等の公簿に住居を表示する場合には、法令に別段の定めがある場合を除くほか、右の方法によらなければならないこととした。

第四は、新しい住居表示制度が実施された場合におけるその効果を一そう大ならしめるため、表示板の設置等を義務づけたことであり、

すなわち、市町村は、街区の見やすい場所に町もしくは字名及び街区符号または道路名を記載した表示板を設けなければならないこととし、建物の所有者等は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に住居番号を表示しなければならないこととした。

このほか、この法律施行に関する重要事項を調査審議するため、昭和三十一年三月末まで自治省の附属機関として住居表示審議会を置くこと、新住居表示制度は、町名地番の混乱の著しい地域から着手して、おそくとも昭和四十二年三月末までに市街地の全域について実施を完了するように努めなければならない旨を定めました。

以上がこの法律案の趣旨及び内容の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

次に、ただいま議題となりました災害対策基本法等の一部を改正する法律案につきましても、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、災害対策基本法の施行に備え、同法及び関係法律について必要な規定の整備を行なおうとするものであります。

第一は、災害対策基本法の一部改正であり、

まず、災害緊急事態に関する規定を整備することであり、

これらの規定は、さきの第三十九回臨時国会において、審議の日時も不足であり、重大な規定であるので、次の通常国会の検討に待つというところで削除されたものであります。当時述べられた意見等を参酌し、さらに慎重に検討いたしました結果、若干の修正を加えて提案することとしたものであります。

その概要は、次の通りであります。

国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚な非常災害が発生した場合においては、内閣総理大臣は、中央防災会議に諮って災害緊急事態の布告を発し、緊急災害対策本部を設置することができるものとす。

また、緊急の必要がある場合において、国会が閉会中で、臨時会を召集するに及ばない等のときは、緊急措置がたい次の事項について政令で必要最小限の措置を講ずることができ、

ものとし、もつて国の経済の秩序の維持と公共の福祉の確保に遺憾なからしめようとするものであります。すなわち、(一)供給が特に不足している生活必需品の配給または譲渡もしくは引き渡しの制限もしくは禁止、(二)災害応急対策、災害復旧または国民生活の安定のため必要な物または役務等の最高額の決定、(三)貸金、災害補償給付金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払い及びその支払いのための銀行その他の金融機関の預金等の支払い以外の金銭債務の支払い延期及び権利の保存期間の延長についてであります。

なお、中央防災会議の委員は、指定行政機関の長のほか、学識経験のある者を加えることとした。

第二は、災害対策基本法の施行に伴う関係法律の一部改正であります。

まず、防災会議の設置に伴い中央救助対策協議会、地方災害救助対策協議会及び都道府県災害救助対策協議会を廃止するとともに、あわせて災害救助法の適用基準、救助費に対する国庫負担の引き上げその他所要の規定の整備を行なうため、災害救助法の一部を改正することとしたのであります。

次に、(一)地方公共団体が支給することができる手当の種類に災害派遣手当を加える、(二)市町村の消防計画は防災計画に基づいて作成するものとする、(三)災害に関する情報の伝達等について有線電気通信設備及び専用公衆電気通信設備の使用に關し規定を整備する、その他災害対策基本法の施行に伴い関係法律について所要の規定の整理を行なうために、地方自治法その他の法律を改正することとしたのであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○園田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、両案についての質疑は後日に譲ることいたします。

○園田委員長 次に、去る二日付託になりました道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項第一号中「大型免許(大型自動車に係る仮免許を含む。)」を「大型免許(大型自動車に係る仮免許を含む。)」にあつては二十歳に改め、同項第五号中「第一項」を「第二項第二号又は第三号」に改める。

第九十六条第二項中「第百三条第二項の下に「第二号又は第三号」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、大型免許の運転免許試験は、普通免許、特殊免許又は三輪免許を現に受けており(第百三条第二項第二号又は第三号の規定により当該免

許の効力が停止されている場合を除く。）、かつ、当該免許によつて運転することが出来る自動車の運転の経験の期間が通算して二年以上の上の者でなければ、受けることができない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に二十一年に満たない者又は自動車の運転の経験の期間が通算して二年に達しない者でこの法律による改正前の道路交通法(以下「旧法」といふ)第八十四条第一項の規定により大型免許を受けているものは、この法律による改正後の道路交通法(以下「新法」といふ)第八十八条第一項第一号及び第九十六条第二項の規定にかかわらず、新法第八十四条第一項の規定により大型免許を受けた者とみなす。この場合において、旧法の規定により都道府県公安委員会が当該免許について付した条件で現にその効力を有するものは、新法の規定により都道府県公安委員会が当該免許について付した条件とみなす。

理由

大型自動車による交通事故の増加の状況にかんがみ、大型自動車免許の欠格事由及び受験資格を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○園田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたしました。安井国務大臣。○安井国務大臣 たいだいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、大型自動車免許の資格年齢を十八歳から二十一歳に引き上げること及び大型自動車免許の受験資格として、現に一定の運転免許を受けており、かつ、一定の自動車の運転の期間の経験が通算して二年以上のものではないこと並びに必要な規定の整備をすることをその内容としております。

現在、わが国における交通事故及びそれに基づく死傷者の増加は、まことに著しいものがあり、昭和三十六年度中に発生した交通事故の件数は約五十七万件で、これによる死者の数は約一万三千人の多きに達しております。このため、交通事故を防止するための諸対策を早急に講ずることが要請されてい

るのであります。最近特に砂利トラック、ダンブカー等の大型自動車による交通事故が急激に増加しつつある傾向にあります。これらの事故はその被害がきわめて大きく、人命にかかわる場合も非常に多いのであります。これらの事故の発生を未然に抑制し、防止することは、目下の急務となつて

いるのであります。これら大型自動車による事故の内容を検討してみますと、まだ思慮を十分でない年少者とか、あるいは運転経験が浅い者によつて起こされた事例が多いのであります。このような交通事故の実態から考えますと、運転操作が比較的困難であ

り、かつ、危険の発生するおそれの多い大型自動車の運転については、その運転者が肉体的にも精神的にも成長を遂げた者であるとともに、相当期間の運転経験を有している者であることが必要であるということが言えるのであります。よつて、この際、自動車の大型免許につきましては、その資格年齢を従来の十八歳から二十一歳に引き上げるとともに、その免許の受験資格として、現に一定の免許を受けており、かつ、一定の自動車の運転の経験の期間が通算して二年以上の者でなければならぬこととした次第であります。

なお、以上二点の改正に伴つて、必要な経過規定を設けるとともに、法文の整備をすることいたしました。以上が、この法律案の提案理由及び内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○園田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。なお、本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○園田委員長 次に、内閣提出の地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入ります。通告がありますので、これを許します。田川誠一君。○田川委員 地方自治法についての質問をさせていただきますが、大臣に二、三点どうしても聞いておかなければならない点がございます。大臣は途中で参議院の方へ出席されるようですが、順序を変えて質問をい

たします。それは来年地方選挙の統一選挙が行なわれますが、首長選挙特知事選挙におきまして、現在の知事さんがそのまゝ来年の選挙に立候補するものと仮定しますと、四選目になる知事が十県あります。それから五選になるのが二県ほどあるようにござい

ます。再選から三選、四選、こういふ知事さんがだんだんふえてくる。選挙でありますから自由でございませうけれども、三選、四選の団体の首長がふえることによつて地方行政が固定化しやしないかという声もございませうが、こ

う程度制限したらどうかという声もあるようにございませう。すでに昭和二十九年ですか三十年ですか、参議院におきまして三選を制限すべきじゃないかという議論が積極的に起きたことも私聞いておりますし、地方制度調査会でも、そういうような意見が出たことも聞いておりますが、これにつきまして大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○安井国務大臣 知事の三選、四選等というものは相当弊害が多いのじやなかろうか、どうだという御質問だと存じます。私も今のお話の通り、この三選、四選にわたります場合に、何と言いましても地方の行政、政治がマンネリズムに陥る危険がある、また同時に在職長きにわたつておるために、次の選挙にはある意味では事実上非常に有利になつておる、そういうたよりな点から、どうも三選以上のものがあることは好ましいとは言えないと私考えております。現に御承知の通り、アメリカの大統領も三選を禁じておるとい

つたよりなこと、またアメリカでは州の知事についても三選を禁じている場所さ

えあるように伺つておりますが、そういうたもので私どもでも得ればこれはせいぜい二選程度、三選程度にとどめるのが適當じゃないかという考え方を持つておる次第であります。しかしこれを法律で禁止するかどうかというところにありますと、非常に問題がむずかしいのじやなかろうかと思ひます。選挙というものが住民の意思に問うという形でありませう以上、これが三選であるが四選であるが、あるいは二選はいよいよ三選はいけないうところまでの考え方——印象としては言えましてもこれを法律で明確に規定づけるということになりますと、相当問題も

多いかと思つておりました、直ちに法律でこれを禁止しようという意思は今のところございません。しかし今御指摘のように、いろいろな意味からあまり好ましいものじやないというふうにも私ども考へておる次第でございませう。

○田川委員 大臣の今の御意見は私も賛成でございますが、これは塚田十一郎さんが長官のときに衆議院の地方行政委員会、昭和二十九年七月二十四日ですが、同じような質問が出ておりました。塚田長官がやはり同じような意味のことを答へられております。その一部をちょっと読んでみます。「その簡単なにはこの問題はどのように踏み切るといふわけには行かないのではな

いか。ただそういうふうないろいろな弊害が起るといふ事情を考慮して、立候補をされる方が自発的に御遠慮くださるといふことであるならば、一層けつこりじやないかという感じもされ

ないではありませぬけれども、これを一気に法制的に三選禁止というところ

まで持つて行けるかどうか」と思つて、  
いふ答をされております。

○安井国務大臣 憲法上の問題とい  
たしまして十四条に若干触れる問題がで  
きるのじやなからうか。これはまだ、こ  
私どもの方でも検討いたしまして、こ  
れがはたして憲法に完全に触れるとい  
うような結論を出して若干問題があ  
るのじやなからうかというふうには一  
応考えております。従いまして今法律  
でびしゃつとこれを押えるというこ  
は直ちに考えておらないわけでありま  
すが、今お話のように、たとえば知事会  
等ですらういった自主的な申し合わせ  
もできまして、さらにそれを促進する  
という空気でもあるならば、これは私  
ども十分取り上げること考へるべき  
じやなからうかというふうにも考へて  
おる次第でございます。

○田川委員 もう一点お伺いたしま  
すが、法律的に制限するということは  
すぐ考へられないけれども、あまり好  
ましくないというお話でございますが、  
何かこの問題について、今後積極  
的に検討をする御意思がございませ  
うか、お答え願います。

○安井国務大臣 大体今までお話のよ  
うな観点で、常軌的には私も好ま  
しくないと、事情がありますし、  
さらに今後そういったものを通じての  
選挙の実績あるいは選挙後の実績とい  
うようなものはさらに検討いたしまし

て、今後考へる措置があれば何か考へ  
ていきたい、こう思つております。

○小澤(木)委員 関連。ただいまの大  
臣の御答弁を伺いまして、まことにこ  
の問題は重要な問題でございますし、  
政府としてももっと積極的なお気持ち  
この問題に対処されることが適當でな  
いかと思つております。と申します  
のは私自身の経験から申しまして  
も、現在の府県の制度から申しまし  
て、知事は責任も非常に重いのであり  
ますが、権力の座にすわるという表現  
で言つても差しつかえないような状  
態にあり得るのじやないかと、その知  
事が三選となりまして十二年、四選  
となりまして十六年の長きにわたつて  
県政執行の立場に立つわけございま  
す。その場合におきまして、いかに  
りつぱな知事が善政を試みましても、  
やはりその人の性格が県政の中に強く  
にじみ込んで参りますから、それが  
年数を経るに従つて抜きがたいもの  
なり得るのでございませう。やはり知  
事のそつりいう欠陥を何らかの形で改  
めていかなければ、せつかくの民主主  
義、地方自治というものが、あるいは  
場合によつては、また知事のやり方  
かんによつては、封建的なものになり得  
る可能性が十分にあるわけございま  
す。しかも県会の解散はほとんどござ  
いませんし、従つて知事に対する不信  
任ということも行なわれません。その  
よつたことでも非常に定着して参りま  
して、政策が一貫して進められるとい  
うことにつきましてはいさよ面も多々ござ  
いますけれども、やはり人心を常に新  
たにして、そして民意が一人の個性に  
よつて判断されるのでなしに、次々に

新しい感覚、新しい立場で判断されて  
いくといふような体制を何らかの形で  
作つていかなければならぬのじやな  
いか、こう考へるわけございませう。  
また地方における一つの弊害は、人事  
の停滞といふこともいわれませう。現  
おきまして、知事が三選、四選ある  
は五選といふことになりませうと、その  
間における停滞も行なわれませうと、ど  
うしても日に新たななりといふ、そつり  
う意気込みで地方の自治が進められ  
るということには、だんだん遠ざかつて  
いくおそれがあります。そつりう観点か  
ら考へましても、私の経験からいたし  
まして、知事は二選をもつてとどめ  
べきである、このように確信をいたす  
ものでございませう。私自身のことを申  
して恐縮でございますが、私は二選を  
もつて何と申してやめたい、やめるこ  
とが県民に対する唯一の奉仕である、  
かよつたにまで考へるに至つたのでござ  
いませう。そつりうこと考へませう  
と、ただ知事自身の自発的な考へ  
もつて三選を遠慮してらうとか、あ  
るいは知事会の申し合わせでそのよ  
うなことを願うといふようなことでは私  
は不十分ではないかと思ひます。四  
選、五選と重ねられた知事の県政が  
りつぱなものに育つといふことは、お  
そらく現在の知事はみなりつぱな方  
ございませうから期待されませうと、  
もつと広い、高い面から見ませうと、  
日に新たななりといふような、そつりう  
フレッシュな感覚が自治体の中から抜  
けていく、いわゆる先ほど大臣のおつ  
しやつたマンネリズムといふようなこ  
とになりがちなことございまして、ここ  
何らかの立法上の措置を講じまして、  
アメリカの大統領の三選をさせない  
といふようなことをすることが、地方自

治を育てるゆえんであると私はかたへ  
信する者でございます。どうかそつり  
う意味におきまして、もつと一歩も二  
歩も進めて立法上の措置をやるのが適  
当だと思ひます。そつりう方向に一つ  
御努力をいたしたい。このことを申  
し上げたいと思ひます。

○安井国務大臣 小澤委員の御自身十  
分知事の地位を御経験になつた上のお  
話でもありませうし、私も同じくこ  
もつとも御説と存じております。多  
少憲法上十四条とか四十四条とかい  
つたような問題のかかわりもございま  
すが、今後十分検討していきたいと思  
つております。

○田川委員 自治法の最初の方から順  
次に閣下に参りたいと思ひますが、最  
初に選挙管理委員のことございま  
す。提案理由を聞きましていただい  
てございませう。そこでも選挙管理委員  
の任期を三年から四年に延ばした理由  
をお聞きしたいと思ひます。

○佐久間政府委員 三年から四年に延  
長いたしました理由をいたしまして、  
一つは、選挙制度審議会の答申の中  
で、そのようにした方がよいという御  
答申がございまして点を尊重いたしま  
したことございませう。それからいま  
一つは、またその御答申の趣旨をそん  
たくすることにもなりますが、選挙管  
理委員会の委員が管理をいたしまし  
選挙が、地方公共団体の長にいたしま  
しても、地方公共団体の議員にいたしま  
しても、いずれも任期が四年でござい  
ますので、選挙管理委員会の委員とい  
たしまして、一通りそれらの選挙を  
管理するといふ建前から、委員の任  
期も四年にすることが非常に適當では

ないだらうか、こつりうようなこと  
四年に延長いたしましたのでございませう。

○田川委員 選挙制度審議会の答申に  
おいて任期を一年延ばしてもらいたい  
という意見があつた、こつりう理由が  
強いようございませうが、その中で、  
選挙管理事務をもう少しなれさせる、  
もつと選挙管理の仕事を専門化したら  
どうかといふような意見があつたよう  
にも聞きますけれども、これにつ  
てはこつりうに聞いております

○佐久間政府委員 審議会の過程にお  
きまして、御指摘のような意見があ  
つたことは私も同つております。  
で、選挙の管理事務もだんだんとむず  
かしく、問題も多くなつて参ります  
し、また公明選挙の推進も選挙管理委員  
会の責任において行なうといふこと  
になりますと、委員にもできるだけその事  
務に慣熟をしていただくといふことが  
必要になるであらうといふことは、私  
どもも全く同感でございます。任期  
を延長いたしましたのは、そつりう理由  
からもこの際適當ではなからうか、か  
よつたに考へた次第でございます。

○田川委員 最初選挙管理委員の制度  
ができたときの任期は二年といふよう  
に聞いておりますが、それに間違ひあ  
りませんか。

○佐久間政府委員 その点ちよつと正  
確に記憶してありませんが、たしか初  
めから三年ではなかつたのだらうか  
と思つておりますが……。なお調べて  
みます。

○田川委員 私の調べたところにより  
ますと、昭和二十二年か三年、最初で  
きた当時は二年であつたと思ひます。  
それから思ひますと、四年といふと



ちょうど倍の任期になるわけですが、選挙管理委員の制度ができた当時の選挙管理の趣旨というものは、選挙は選挙民みんでやるんだ、だから選挙管理をやる者も、選挙民が参加して選挙管理をするんだ、いわゆる選挙の民衆参加、こういう気持から選挙管理をやるべきであるということで、選挙管理の制度ができたように私も聞いております。そういたしますと、任期も、選挙管理委員の仕事も、習熟する、なれさせるといふことよりも、できるだけ大ぜいの人に選挙管理の仕事に携わってもらって、選挙に対する関心も深めるといふことの方がより効果があるように私も思っておりますが、そういう点からしますと、どうも最初二年、それから四年にまで延ばすのはどうかという気持もするのであります。この点について、局長の意見をお聞きしたいと思います。

○佐久間政府委員 田川委員のおっしゃいますように、当初選挙管理委員会ができました当時の委員会設置の趣旨と申しますのは、選挙といふものについて民衆が参加をして、いわばいろいろの健全な良識と申しますか、そういうものによって行政の運営をしていく、こういう御趣旨、それからまた長が公選になりましたので、従来のように長のもとで管理をさせることにいたしますと、選挙の公正という点からいって、必ずしも十全を期しがい、こういう事情もあつたと思うのでございませう。そのような理由は、今日におきまして尊重しなければならぬ点であると考へております。しかしまた同時に、選挙の事務の管理をやつて参るといふことになりませうと、選挙手続をで

きるだけ適正に、どこからも文句の出ないよう管理執行をしていく、また争訟がございませうれば、その争訟もさばいていかなければならぬというよりなことでございませうし、さらにまた途中改正されまして、公明選挙運動もやつていくというふうなことになるて参りますと、事務の管理、執行そのものの面から申しましても、選挙管理委員会の任務が相当重くなつてきたといふことがいい得るかと思つてございませう。そこで民衆参加といふ点の長所は引き継ぎ保存して伸ばして参りますと同時に、かたがた管理事務につきましてもある程度なれていただくといふことが、その制度の趣旨をほんとうに生かすゆえんではなからうか、こういうふうな最近の経験より見て私どもも感じておるわけでございます。

○田川委員 この選挙管理委員の任期の問題は、地方の選挙管理委員の方々の熱望が非常に大きな力になつておることに聞いておりますが、この問題は、どうしても四年にした方がいいといふことではございませう、私もあえて異議を唱へるものではないと思つておるのも、もう一つ、この選挙管理委員の任期につきましてもお聞きしたいことは、選挙管理委員の資格要件でございませう、新たに「選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な意見を有するものうちから」といふようなことがつけ加えられておりますが、「人格が高潔で」といふことをつけ加えた理由をお示しいたきたいと思ひます。

○田川委員 そのすると、中央選挙管理委員の委員の方は、資格要件にいろいろことがたわれていないと思ひますが、何か中央選挙管理委員の方は、人格が高潔でなくともいいような印象も受けませうけれども、中央選挙管理委員の方はどういふことになりませうか。

○佐久間政府委員 これは中央選挙管理委員会につきましても全く同様にお考へすべきであると思つておられますが、今回選挙制度審議会の答申では、地方の選挙管理委員の問題だけお取り上げになつておられますので、私ども、さしあつたつてその点だけを取り上げることにいたしましたわけでございます。将来関係部分を改正するような機会がございませうならば、その点も十分検討したいと思ひます。

○田川委員 この人格高潔の問題は、将来やはり公職選挙法に入れておかなければ片手落ちのような気がいたしますので、機会がありましたならば早急に入れておく必要があるように私思ひます。

○佐久間政府委員 この点は触れてないと思つております。

○田川委員 今度の公職選挙法の改正案には、この問題は触れてないわけですね。

○田川委員 次は公社等に対する地方団体の関与の問題についてお伺いいたします。

地方公共団体が出資、債務保証または損失補償等をして法人、いわゆる公社等に関して地方公共団体が関与すること、これは当然でございます。その意味でこの改正はけっこうなことだと思ひますけれども、最近こうした公社などの法人がどんどんできまして、これは地方団体からは独立したものでありますけれども、行政上から見ますと、実質的には行政機構の拡充にもなる。従つて公社などがどんどんできることは、一種の混乱を招くし、行政の非効率も招くおそれもあると思ひます。特に最近の経済情勢から民間資金の導入が思うようにいかないといふようなことから、公社のあり方に対していろいろな批判が出てきておられますので、こうした関与の規定もつけつてございませうけれども、何かもつと公社などの法人に対する抜本対策を立てる必要があるような気がいたします。聞くところによりますと、去年あたりから自治省では事業庁とか事業局とかいふようなものをお考へになつておると聞いておりますが、この抜本的な対策について何か具体的に考へておるのかどうか、この点についてお尋ねいたしたいと思います。

○佐久間政府委員 お尋ねの点につきましても、御指摘のように、刑法二十七条、三十四条の二の規定によりまして、一定期間過ぎました場合には刑がその効力を失ふといふことに相なつておられますので、地方自治法の規定の上で重ねてその点を書きませうけれども、刑法の今申し上げました規定によつて当然刑の言い渡しはその効力を失ふのだから、従つて地方自治法の規定の適用上も刑に処せられた者ではないといふことで取り扱つていくといふふうに考へております。

○佐久間政府委員 お説のように、いわゆる地方の公社につきまして、今回御提案いたしておりますような御手を認めるといだけではなくて、さらに根本的に事業庁とでもいったような、新しいそれにマッチした方式というものを考えたかどうかということにつきまして、私は、私も省内で昨年あたりから種々検討をいたしてきております。ただそれでは一体どういふ格好のものがあるかという点については、式であるかということになりまして、なかなか問題がむずかしくございまして、実はまだ省内におきまして、こういう案ならばという成案を得ておられない段階でございます。

○田川委員 何か抜本的な対策を立てなければいけないんじゃないかということも考えておられるわけですか。

○佐久間政府委員 抜本的と申しますが、現在の株式会社あるいは財団法人という既存の法体系を利用して、こういう活動を行なっていくこと自体に若干の問題もございまして、よりよい仕組みを何か考えていく必要があるという点では私も同意でございます。

○田川委員 これに関連しまして、地方の公共事業が中央に吸い上げられてきておるといふ気持もするわけであり、公共事業などが非常に規模が大きくなってきたおと、そういう点で地方団体との間の事務処理と申しますか、大きい意味の地方団体相互間の事務処理、それと国との関連、こういう意味で地方団体の間、国との間を調整するような何か機関が必要じゃないか、こういう気がするのであります。この問題について何か自治省でお

考えになっているようなことがございませうか。

○佐久間政府委員 お尋ねの御趣旨は、おそれなく、地方団体の行なっております大規模事業というものが、だんだんいわゆる広域的処理を必要とする事業が多くなってきたおと、そのために、現行の府県を越えた区域で府県同士間で協力をすること、あるいは府県とが協力をして問題を解決する、そういう情勢に際する何か仕組みを考えておられるか、こういうことかと思っておりますが、これらの点につきましては、私もいろいろといたしまして、何かかもと有効な連絡あるいは協力のできる方式を検討する必要があるんじゃないかという点で、これも省内で若干検討をいたして、おつたわけでございますが、これもその必要はわかりませんが、それならば具体的にどういふような方式ならばほんとうに実効を上げ得るであろうかという点になって参ります。また、成案を得まして御審議をいただくまでには至らなかつた次第でございます。

○田川委員 最近大阪の方で阪神連絡協議会ですか、あの付近の自治体が集まって協議会を作っておる。そしてあの付近の市が、合併まではいかないけれども、合併の一手前の広域都市とでも申しますか、そういう市を作りたい、こういうことで自治会に相談に行つたところが、そういうようなことはまだ早いというのを自治省で言われて水をかけられたということであり、そういうことがございませうか。またその問題に対する自治省のお考えをお聞かせください。

○佐久間政府委員 阪神の都市が、お尋ねのような広域事務の広域的処理を有効適切にいたしますために、いわゆるトロント方式と申しますか、アメリカのトロントあたりで行なわれておりますような、広域都市とでもいふような構想を持っておられます。私もその研究をされておられます。私も、私もよく伺つておられます。私も、私も阪神の都市間の事務の共同処理のために、既存の自治法に書いてありますような一部事務組合とか協議会とかいうものよりも、もっと強力な方式というものがあるのではないか。しかしまたそれは合併まではいかない、広域的な処理を要する仕事だけを広域的に処理する、そういうふうな必要性は十分理解をいたし、認識もいたしておられます。そこで非公式に兵庫県の担当者の方から御相談を受けましたときには、これは非常に面白いアイデアだか、私も非常に研究してみたいというおと、私も十分に研究してみたいというおとを申し上げたわけでございます。省内でも検討を始めておられるわけでございます。しかしこれは既存の自治法の組織にない新しい組織を創設することになりますので、外国に行なわれておりますものをそのままそっくり日本に持つてきてすぐよくいくかどうかという点についてもいろいろ検討すべき点もございませうし、かつまたそういうものを作りました場合に、それを構成する都市とその広域市との関係、あるいはその広域市と府県との関係等につきましても十分検討した上で結論を出すべきだというふうな考え方で、決して水をさすつもりじゃなく、大いに前向きな方向で研究をいたしておられるわけでございます。

○田川委員 今、局長のお話を聞きまして安心をいたしました。どうか一つそうした地方の声をよくお聞き下さつて、一つ積極的に指導をしていっていただきたいと思つておられます。

次に、地方公務員の退職手当の期間通算の問題で二、三お伺いしたいと思つておられます。

最初に地方公務員の退職手当の期間通算は、国家公務員の退職手当通算については現在国家公務員の退職手当法という法律で規定されておられるわけですが、いつそ地方公務員全体に對しても国家公務員と同じように独立の法律を作つて、退職手当の基準などに關して定められた方がつきりするようないかと思つておられますが、地方公務員退職手当法というふうな独立した法律を作る意思は全然ないのかどうか、またこれがだめだとすればその理由をお聞かせたいと思つておられます。

○佐久間政府委員 地方公務員の退職手当につきましては、御承知のように現在地方自治法では給与の一つと考へておられて、それらの額なり支給方法につきましては条例で定めるところを建前をとつておられるわけでございます。これは、現在の地方自治法の体系から見ますと、給与につきましても、一応それは国のものを一つの基準にいたしましたけれども、具体的な決定をいたしましたものは、地方団体の自主性もある程度尊重いたしましたので、決定をすれば、そういう建前にいたしておられるので、退職手当等につきましても、あるいはお話のように、一律に画一的な退職手当法といったようなものを制定するということも一つの考え方かとも思つておられますが、現状におきまして

はやはりまだ地方自治法の体系の中で通算の措置を考へるといふことがいいんじゃないか、このような考え方でも提案申し上げているような案にいたしたわけでございます。

将来そういうものを作るといふ考え方はあるかという点でございませうが、将来そういうことを私も問題にする余地がないわけじゃないと思つておられますが、さしたつて現在、この当分の間直ちに退職手当法を作ることまでは考へておられないわけでございます。

○田川委員 退職手当は給与である、自治法では条例で規定するようにしておられる、そういう理由から単独の法律を作るのはどうかと思つて、今のお話です。これはいろいろ議論もございませうが、それだけではどうも私どももよく納得できないのであります。自治法という法律でいろいろ規定がきまつておつても、特別法を作ればこれはできないことではないと思つておられますが、それよりも、地方団体の財政力が違ふから一律にこうして法律で定めることはできない、これの方が理由が大きいんじゃないか、どうでしょう。

○佐久間政府委員 お話のように、通算を実施いたしますために地方団体間の財政力の不均衡という問題が、一つの解決しなければならぬ問題になるというおと、これは私もさうだと考へておられますが、ただ前段の退職手当法というものを作つた方がいじやないかという御意見につきましては、退職手当というものを現在給与の一種類として書いておられますが、しかしこれはほかの給料なり手当と性質の違ふ点もかなりあるんじゃないか、ほかでは給料通

算なんといふことはございませぬけれども、退職手当についてはやはり通算をした方がいいという考え方があり、また私どももさうに考えておるわけでありませぬ。さういふふうなことをだんだん突き詰めて参りますと、あるいは御説のように、ほかの給与と切り離して、むしろ退職手当は退職年金により性質の近いようなものと考へて、画一的な規定をする方がよろしくはないかといふような考へ方も出るのじやないか、私どももさういふ感じはいたしておるわけでありませぬが、ただ現段階ですぐさういふものをさういふ方向で検討するところまではまだ考へていないわけでありませぬ。

○田川委員 せつかく年金法もできやうとしておる際でございますので、退職手当の独立した法律はすぐというわけには参りませぬけれども、これは将来の課題として研究をしていっていただきたいと思ひます。

次に、退職手当の期間通算のことです。ありますが、これは努力規定になつておるのであります。条例で各自自治団体が定めるわけですが、これが相当な効果があるものと考へておるわけでありませぬ。

○佐久間政府委員 効果を上げますために、私どもは法律の規定の仕方よりも、実質的に地方公共団体が通算措置を講じ得るような条件を整えてやるということが大事じやないかと思つておるわけでございます。その実質的な条件の一つといたしましては、各地方公共団体が支給をいたします退職手当の率と申しますか、内容と申しますか、さういふものがある程度均衡をはかるということが一つであらうと思ひ

ます。それから第二番目には、先ほど御指摘のありましたように、財政的に弱小な市町村の場合に、永年勤続した職員がその団体へたまたま来てそこで退職をしたために、その団体が非常に大きな財政支出を余儀なくされる、その負担に耐え得ないという心配のないようにしてやることであらうと思ひます。それから三番目には、私どもの指導を強力にやるかやらぬかという問題だと思ひます。

その第一の退職手当の率の均衡をはかるという点につきましては、実は地方公務員共済組合法案の附則で退職手当の制度を国家公務員の制度に準じて整備するように努めなければならぬ。この規定を今度置くことにいたしました。大體退職手当が、従来のもので二割五分程度財源的に見ますと引き上げることにはいたしまして、この点につきましては地方公務員共済組合法の施行——十月一日を予定いたしておりますが、それ以後から半年分だけです。地方財政計画の中にも繰り込んでございますので、さういふ規定もでき、さういふ財源措置もいたしておりますので、よほど地方公共団体としては実行しやすくなつておる、かやうに考へておるわけでございます。そこでこの地方自治法の規定につきましては、「講ずるに努めなければならぬ」といふことでございますが、さういふ法律の規定を背景にいたしまして、私どももいたしましては十分指導をやつて参りたいと思つておりますので、相当実効が期待できるものと思ひておるわけでございます。

○田川委員 大體一般の地方公務員はそれほど人事の交流が激しくないと思ひ

います。先ほどから局長が言われておるように、市町村と県との間、市町村同士、いろいろ財政の負担力が違ひ、また給与水準も違ひというところで、一般の地方公務員についてはなかなか人事の交流が行なわれないうち、自治体自身も、特に市町村なんかは退職金の期間通算の条例をなかなか作らないと思ひます。今までもおそろく行政指導をしておられたと思ひますけれども、それほど効果がなかつたように私どもも見ております。今度この地方公務員の期間通算の問題がさうして実現しようとする事になつたのは、市町村立の全日制の教職員の退職金期間通算の問題が積極的に起つて、それによつて一般地方公務員の問題もくるめてさういふような処置がとられようとしたのだと思ひますが、御承知のように来年度からは高校生が非常にふえるわけでございます。昭和三十八年から三十九年間は高校生が非常にふえるわけでございます。そこでこの高校生急増の対策から見ても、何とかして各地方団体を全面的に実施していただきたい。この市町村立の全日制の先生方は、教職員七十万の中で約一万にすぎませぬ。小学校、中学校の先生方は、国立の先生方、こつした先生方はみんな退職金の通算がされておるわけでございますけれども、全日制の市町村立の先生方だけは退職金の通算を受けてないわけでありませぬ。そのために人事も滞滞してしまふ。特に市町村立、市立の高校につきましては一市一校というのが非常に多いのでありますから、一つの学校に就職をしてしまふともうどこにも行けないといふような状態が出る、人

事の停滞から見ても何とかして通算処置をやつていかなければならないと思ひますが、さうした点を考へても、一つ何とか期間通算は強力に行政指導をしていただきたと思ひます。この点につきましては、もう少し自治省が積極的に強い行政指導をしていかなければなかなか実現できないと思ひますけれども、一つ局長にこの決心のほどをお聞きしたい。

○佐久間政府委員 従来行政指導をやつておつたと申しましたが、従来は、先ほど申しましたような規定も法律にはございませぬと、ただ通算で指導をやつておつたわけでございますので、指導も十分御期待に沿へなかつた点もございませぬ。今回この法律を成立させていただきますれば、このよう強い規定も入るわけでございます。したが、かたがた地方公務員共済組合法でも退職手当制度を整備しようといふ規定も入るわけでございますから、さういふ法律の規定を背景にいたしまして、自治省といたしましては、従来とは違つた強力な実効の上がるような指導をやつて参りたい。特に先生の

おっしゃいましたように、この問題が強く要望されました市町村立の全日制高等学校の先生方の問題、これは私どももよく伺つておりますので、さういふような市町村につきましては、十分実効の上がるように私どもも留意をいたしまして、御期待に沿うような指導をいたしたいと思つております。

○田川委員 当面の問題としては、市町村立全日制の先生方の問題が問題であると思ひます。そこで昭和三十八年、来年度の問題、この高校生急増を解決する一助として、市町村立の高校へ

公立の小中学校の先生がきてもらひやすくするために、できるだけ早くまた効果的に行政指導をやつてもらわなければならぬと思ひますが、その行政指導もいつごろからやつてもらえるか、おそろくこの秋には何とか実施できるように、強い行政指導をやつてもらわなければ間に合はないと思ひますが、この点について局長の御意見をお聞きしたい。

○佐久間政府委員 私どもも秋までには強力な指導をやりたいと思つておりますが、その前提といたしまして、御審議願つておられます法律につきましては、できるだけ早く成立をさしていただきますれば、法律が成立できましたならば、直ちに一つ行動を起して指導をやつていくようにいたしたいと思つております。

○田川委員 この問題については、これまでいづつ義務規定にすべきだといふことで文教部会などでいろいろ話が出て、地方行政の部会でも話し合つて、いろいろ意見が出たわけでございますが、私どもが非公式に局長の話を

お聞きしますと、現在のよう規定でも、義務規定にしましても、大した効果は変わらないのだ、義務規定と同じような効果であるといふことを非公式に聞いておりますけれども、この点についてはいかがでございますか。

○佐久間政府委員 これを義務規定にしろといふお説のありましたことも、立案の過程におきまして私どもも十分分

聴をいたしておつたわけでございますが、いろいろ政府部内でも法制局等とも法制技術的に検討もいたしたわけでございますが、現在の地方自治法の体系からいたしまして、それからまた先

ほど申しました地方公共団体が容易に実行し得るような条件を十分に整えるというような点からいたしまして、この際は、努めなければならぬという、努力規定という形にすることが適当だということ、こういたしたわけでございます。実際の指導にあたりましては、先ほど申し上げましたように、十分実効が上がるようにやってみるつもりでございます。

○田川委員 言葉が少しやわらかいので、もう少しはっきりした答弁をお願いしたいのですが、特にこの義務規定については、多少法制局でも疑義があるようにございます。この点は私どもも認めますが、市立高校の先生方に対してはもう少し真剣に考えていただきたいと思います。先ほど申しましたように、一市一校という市が六十三市あるわけです。これは私が調べたので、一市一校の市が六十三市、一市二校から五校というのが二十市あるわけです。五都市は大体六校から十八校ということになります。一市一校の市が六十三市もあって、そうしてこれがどこへも転任できないということになりますと、非常にかわいそうでもありますし、教育の人事の停滞にもなりますし、少なくとも市に対しては強力な行政指導をして、義務規定と何ら変わらないのだというところまで一つ一つもらうようにお願いをしたいと思っております。

○佐久間政府委員 御指摘のように市町村立の高等学校を持っておりまして市につきましては、その方面からの御要望を私どもも念頭に置きましてこのよ

ございますから、この法律が成立いたしましたならば、そのような市につきましては、義務規定と変わらない実効が上がるように私どももいたしまして強力な指導をして参りたいと考えております。

○田川委員 義務規定とほとんど変わらない効果の上がるように実行していくということでありまして、この点は私も了承をいたします。時間がありませんので、あと二、三お聞きしたいのですが、端折って参りたいと思っております。次は、指定都市のことです。指定都市をきめる基準が私どもにははっきりわからないのでありますが、人口五十万以上の都市ということだけで、ほかに何か基準があるのであるのかどうかお伺いしたい。

○佐久間政府委員 指定都市に指定をいたしました要件といたしまして、地方自治法には人口五十万という人口要件を示しておるのは御指摘の通りでございます。ただ指定都市になりますと、地方自治法の二百五十二条の九に列挙してございまして、普通の市ならば県で行ないます事務が市に委譲されることになりまして、そのほか地方自治法以外の各法律におきまして、指定都市を県並みに、事務の責任を指定都市に課するものも相当あるわけでございます。そこで私どもは、指定をいたします際には、人口要件としては五十万、それからさらにその市の事務処理能力と申しますか、市の能力から考えてみまして、指定都市になり得る場合に、指定都市の責任に移される事務を能率的に処理でき

るかどうかということもあわせて考えて参りたいと思っております。○田川委員 人口五十万以上の都市ということ以外に、今言われた事柄は何が書かれたものがございまして、どうか。○佐久間政府委員 法律に要件として書いたものはございせんが、先ほど申し上げましたような自治法の規定そのほかの関係法律の規定で、指定都市の場合にはそれらの仕事を指定都市にやらせるといふふうに規定をいたしておりますので、それらの規定の趣旨から判断いたしますと、そのような事務を市に移譲いたしましたも十分市が処理し得る能力を備えている場合に指定しなければいかぬということが、法の趣旨としていえるのではないかと思っております。

○田川委員 今のような要件から見ますと、人口五十万以上の都市で事務処理の能力もあるというような都市が三つばかりあるようにございます。これは見方によって違ふと思いますが、人口だけを見ますと、どうでしょうか、川崎、福岡、札幌など、いずれも五十万以上の都市だ。相当な要件も整っておりますようにございますが、こうした都市が指定都市に当てるかどうかというところをお伺いしたいと思います。

○佐久間政府委員 御指摘の三つの都市について指定都市の要件に当てはまるかどうかというところは、私どもももう少しよく検討した上でないとお答えいたしかねますが、もともとこの制度ができましたときには、御承知のように、五都市が県から独立した特別市になろうという運動がございまして、その問題の解決策といたしまして、特別

市にはしないが、そのかわり府県の事務を思い切って市の事務に移譲するのだという形で解決された経緯もございまして、当時の五都市が人口の少ないものでも百万前後あったような事情もございまして、そうかと申しまして、必ず人口が百万近くにならないければ指定できぬというとは別にございせんけれども、そういうようなことも一応参考にはいたしました。なお具体的な問題につきましては十分検討した上で結論を出したいというふうに思っております。

○田川委員 来年四月に発足するといわれております北九州の五市の場合、これは合併が実現された場合には指定都市になるものでありますかどうか、お伺いしたい。○佐久間政府委員 これは合併が行なわれました際、その時点におきまして政府として判断をいたしまして、政令で指定するということに相なるわけでございますが、私どもの考えをいたしましては、北九州五市が合併をいたしました結果でございまして、新しい都市につきましては、いろいろの点から検討いたしました。十分指定都市に指定し得る要件を備えているのではないかと、このような考え方をいたしております。

○田川委員 最後に、もう一、二点ごく簡単に伺いたい。国の事務を地方に委任する問題でございますが、先日の委員会でも国有財産の管理を地方に委任することにつきまして、私佐久間さんに質問をいたしました。その中で、行政財産を知事に委任するその根拠というものは、国有財産法第九條、すなわち「国は、国有財産に関する事務を、」云々「地方公共団体又はその吏

員に取り扱わせることができる。」という規定があるというお答えをされておりますけれども、この国有財産法第九條、これは間違いございませんか。○佐久間政府委員 そのように解釈いたしております。○田川委員 その九條の何項に当てはまりますか。○佐久間政府委員 三項でございます。

○田川委員 そこでいろいろような場合に、地方の知事が委任される事務の範囲、たとえば国有地の占用を許可する、その許可をする権限も含まれておるかどうか。事務の範囲を御説明いただきたいと思っております。○佐久間政府委員 これは委任をいたします事務の性質にもよるかと思っておりますが、お話のような財産につきましては、知事が許可をする権限も含まれるというふうに解釈いたしております。

○田川委員 これはいろいろ議論があると思っておりますので、私はこれ以上お聞きいたしません。許可をする場合に許可の基準を設ける必要があるかどうか、この点はいかがでございますか。○佐久間政府委員 お話のございました海浜地などにつきましては、従来のおその法的性格なり、その取り扱い方などについて、率直に申しましてまだ検討が尽くされていない点もあるように存じております。従いまして、その許可の範囲などにつきましてはお問題があらうかと思っておりますが、お話のようにその許可の取り扱い基準というふうなもの、今後もう少し明

確にするように検討する必要も私ども  
あろうかと思っております。

○田川委員 許可の基準を設けている  
ところはどこもないと思うのです。私  
がお聞きしているのは、この場合許可  
の基準を設けるべきかどうかというこ  
とです。

○佐久間政府委員 国有財産と申しま  
しても、それぞれ所管が各省に分かれ  
ておりますので、海浜地などは建設省  
の所管になろうかと思いますが、そう  
いたしますと、建設大臣が委任をいた  
します場合に、よく大蔵大臣と協議を  
いたしまして、その辺の許可の基準等  
については示す必要があろうかと思っ  
ております。

○田川委員 どうもお答えがちょっと  
はつきりしないのですが、許可をする  
場合に、許可の基準を設けないで許可  
をしていかどうかということをお聞  
きしております。

○佐久間政府委員 これは現行法上  
は、法令上別段許可の基準を示すと  
か、あるいは制限をするとかいうこと  
は具体的には書いてございません。た  
だ一般的には、国有財産法の十八条で  
もって、「その用途又は目的を妨げな  
い限度において」云々というふうに書  
いてございますので、ごく一般的、抽  
象的に申しますと、その用途または目  
的を妨げない限度という制約はござい  
ますが、その中でさらにもっと具体的  
な基準というものは、法例の上にもな  
いようございまして、これは今申  
しました大きなワクの中で知事が判断  
をされればいいんじゃないかろうかと  
思っております。

○田川委員 この問題につきまして  
は、また後ほどお聞きをいたします

が、これは局長も少し研究してい  
たいと思うのです。建設省の方か  
ら地方団体あてに許可の基準を定めろ  
というような通達も出ておるわけでご  
ざいますから、今のことにつきまして  
はもう少し研究をしていただきたいと  
思います。

午後零時十一分散会



第一類第一号 地方行政委員会議録第二十七号 昭和三十七年四月十日

昭和三十七年四月十四日印刷

昭和三十七年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局